

税務支援制度ガイドライン（令和4年8月・五訂版）正誤表

1. 「税務支援の実施の基準に関する細則」(73 ページ)

正	誤
略 (協議派遣事業) 第8条 規則第5条第3号のうち、「国又は地方公共団体から納税者を指導する事業を実施するために補助金等の交付を受けている団体」で、本会が指定する団体は、次のとおりとする。 (1)商工会議所 (2)商工会 2 規則第5条第3号のうち、「その他の団体」で、本会が指定する団体は、次のとおりとする。 (1)青色申告会 (2)法人会 (3)納税協会 (4)日本税務協会 (5)農業協同組合 (6)漁業協同組合 3 税理士会は、地域の実情その他を考慮し、前項に定める団体についてその指定を除外し、又は前項に定める団体以外の団体についてその指定を追加することができるものとする。	略 (協議派遣事業) 第8条 規則第5条第3号のうち、「国又は地方公共団体から納税者を指導する事業を実施するために補助金等の交付を受けている団体」で、本会が指定する団体は、次のとおりとする。 (1)商工会議所 (2)商工会 2 規則第5条第3号のうち、「その他の団体」で、本会が指定する団体は、次のとおりとする。 (1)青色申告会 (2)法人会 (3)日本税務協会 (4)農業協同組合 (5)漁業協同組合 3 税理士会は、地域の実情その他を考慮し、前項に定める団体についてその指定を除外し、又は前項に定める団体以外の団体についてその指定を追加することができるものとする。
略	略

2. 「特設の会場で行う税務相談の実施に関する基本要綱」(85 ページ)

正	誤
略	略
第3 適用 この要綱は、企業等から税理士会に会員の推薦依頼があった場合に適用し、企業等が税理士会に推薦依頼を行わずに <u>会員</u> を委嘱して、特設税務相談を行うときは、この要綱の第5（税理士会の施策）以下の規定は適用しない。	第3 適用 この要綱は、企業等から税理士会に会員の推薦依頼があった場合に適用し、企業等が税理士会に推薦依頼を行わずに <u>税理士又は税理士法人</u> を委嘱して、特設税務相談を行うときは、この要綱の第5（税理士会の施策）以下の規定は適用しない。
略	略